



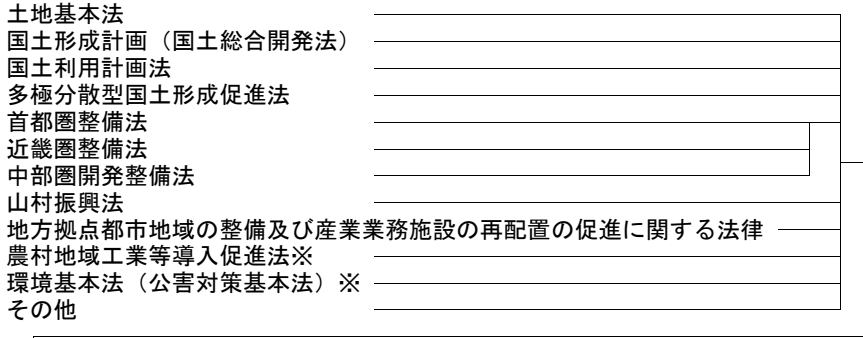
都市づくり部 都市計画課

目 次

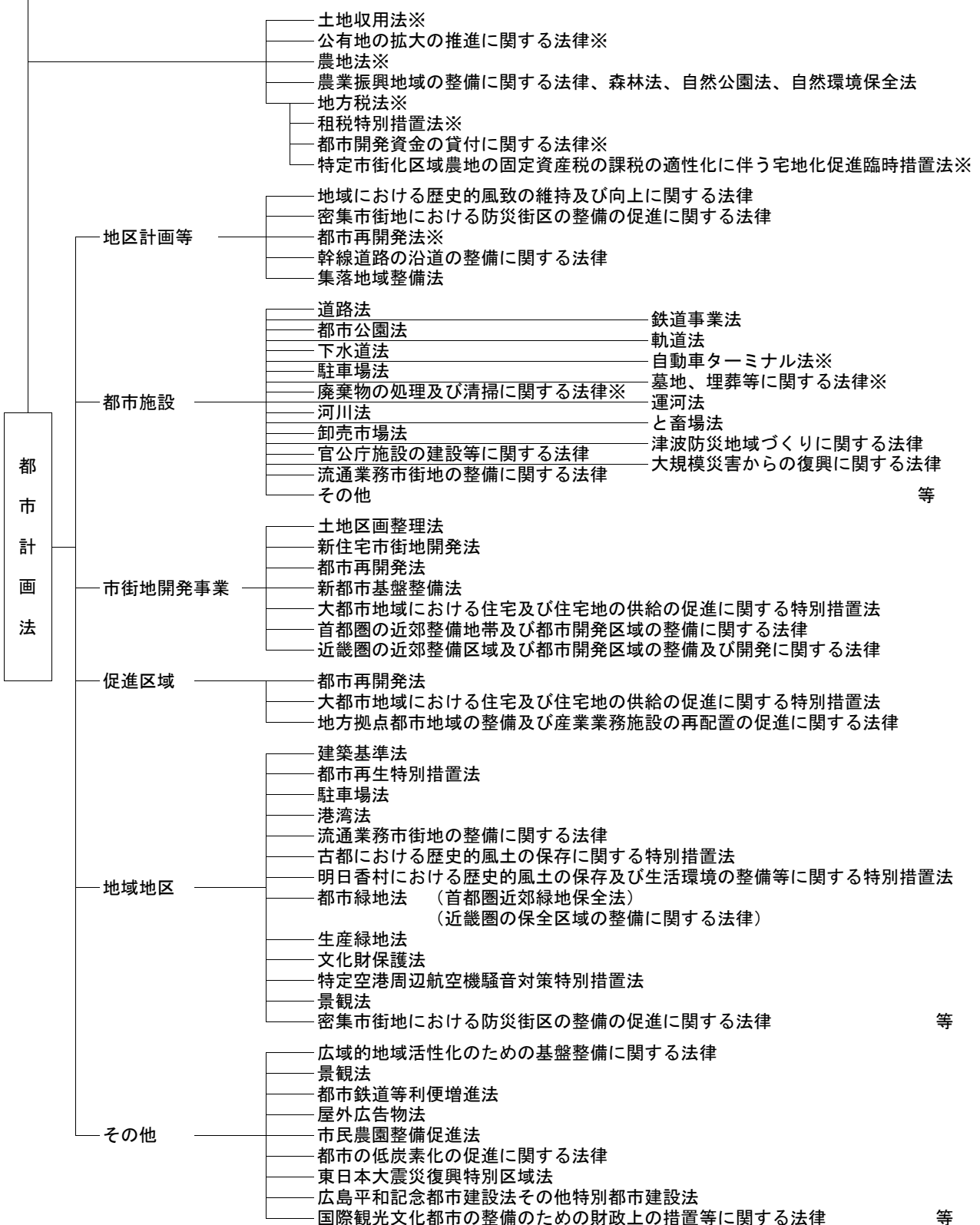
都市計画法関係法令体系	1
都市計画の種類	2
都市計画区域	3
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	3
河内長野市都市計画マスタープラン	4
市街化区域及び市街化調整区域	5
地域地区	
用途地域	6
防火地域及び準防火地域	9
高度利用地区	10
高度地区	11
生産緑地地区	13
地区計画	14
都市施設	
都市計画道路	15
公園、緑地	20
下水道	24
駐車場	26
ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場	27
市街地開発事業	
促進区域	28
都市計画土地地区画整理事業	28
住宅街区整備事業	28
市街地再開発事業	28
再開発方針	28
都市計画法以外の法律による規制	
近郊緑地保全区域	29
近郊整備区域	29
宅地造成工事規制区域	29

都市計画法関係法令体系

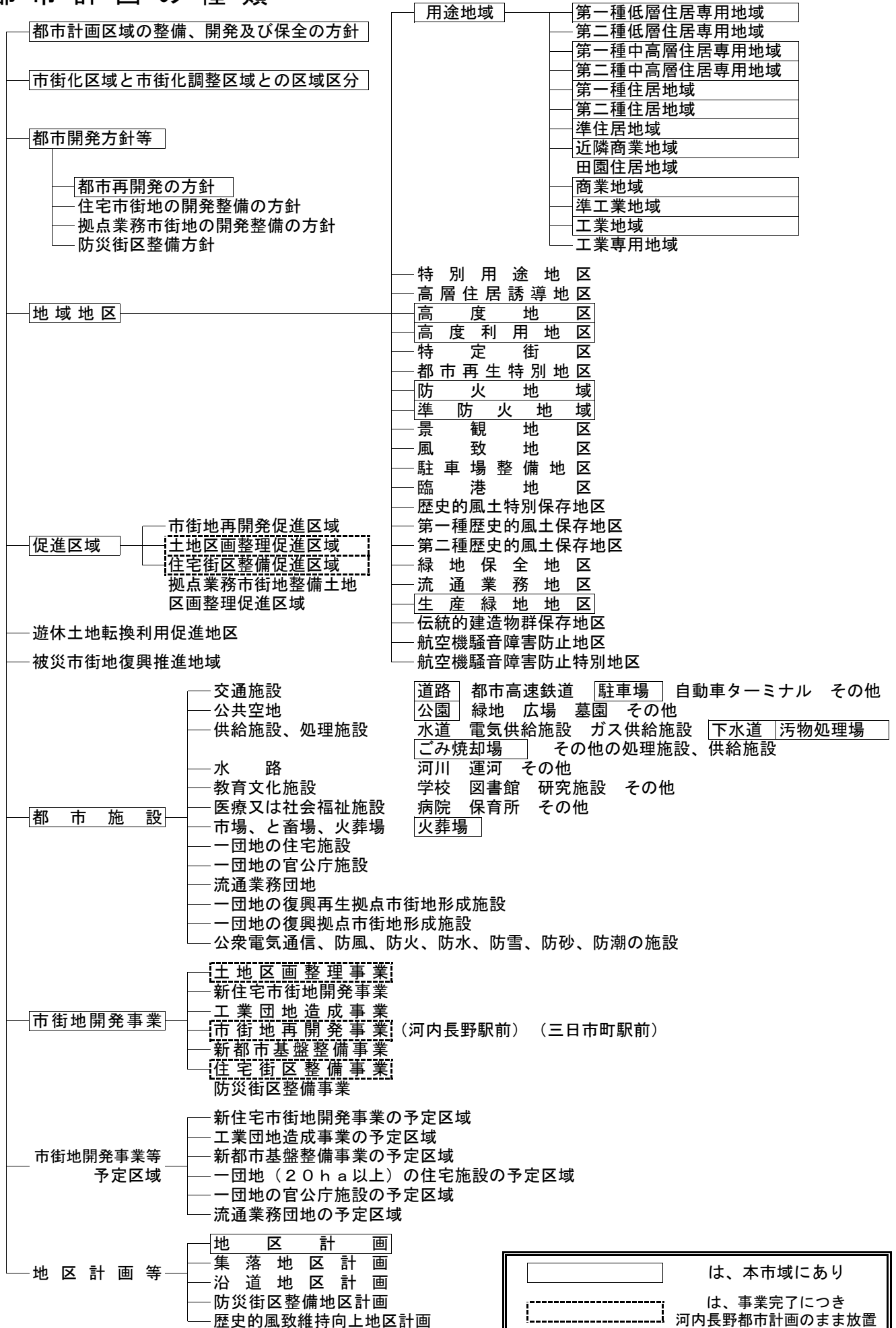
「都市計画法の運用」より引用、加筆(※印)



(上位計画)



都市計画の種類



都市計画区域

<意義> 都計法5条

都市計画区域とは、都道府県が、市町村の行政区域にとらわれず実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を土地の利用状況及び将来の人口、産業その他発展の見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常の生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な一体性等から総合的に判断して、都市計画を有機的に策定する必要がある範囲について指定するとなっている。

都市計画区域が指定されると、①一定規模以上の開発行爲について許可を受けなければならない、②都市計画税を徴収することができる、③建築行為につき確認を受けなければならない範囲が強化され、建築基準法第3章の規定が適用される、という法律的效果をもっている。

府下を4都市計画区域(南部大阪、東部大阪、北部大阪、大阪)とし、本市は大和川以南の南部大阪都市計画区域で、全域都市計画区域である。

告示年月日	備 考
昭和8年12月28日 内務省告示第 469号	長野町の区域 (旧) 都市計画法が長野町に適用
昭和15年6月1日	千代田村、天野村を編入
昭和29年3月30日 総理府告示第 364号	三日市村、高向村、加賀田村、天見村、川上村を編入 (合併し、市制施行)
平成16年3月30日 府告示第 680 号	都市計画区域の変更により南部大阪都市計画区域となる(平成16年4月1日より実施)

◎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン 略称：整開保又は区域マス)

平成13法改正で、6条の2が新設され、従前の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針(略称：整開保)」が、平成16年4月1日付で「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として策定された。(H16.3.30・府告示第683号)

(H18.3.17・府告示第636号にて第2章 変更)

南部大阪都市計画区域 86,630ha

平成23年4月「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が変更された。

(H23.3.29・府告示第415号)

平成28年3月「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が変更された。

(H28.3.30・府告示第520号)

南部大阪都市計画区域 87,186ha

◎河内長野市都市計画マスタープラン (略称：都市マス)

都計法 18 条の 2 に基づき平成 11 年 10 月に「河内長野市都市計画の基本的な方針」を策定した。

議会の議決を経た市の総合計画(基本構想)、並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)に即したものであり、市が定める都市計画は、本方針に即したものでなければならない。

平成 18 年 11 月 第 4 次総合計画策定に伴い改訂

平成 24 年 3 月 社会情勢に適合するように都市マスを改訂

平成 28 年 3 月 計画期間満了による改定、第 5 次総合計画策定と同時
冊子販売中 (¥680-)

◎河内長野市立地適正化計画

平成 26 年 8 月、都市再生特別措置法が改正され、コンパクトなまちづくりを促進するための計画制度として、立地適正化計画制度が創設された。

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされる。

河内長野市立地適正化計画は、河内長野市都市計画マスタープランの将来都市構造の実現を目指すため策定する。

平成 31 年 3 月 第 1 回策定

市街化区域と市街化調整区域

<意義> (都計法7条)

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、無秩序な市街化（スプロール現象）を防止し、計画的な市街化をはかるため、まず都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定める（都市計画法第7条）ものである。

市街化区域は既に市街地を形成している区域と、今後概ね10年以内に計画的優先的に市街化を図るべき区域とにより構成される。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき土地の区域である。

◎市街化区域及び市街化調整区域の変遷

	告示年月日	区 分	面 積	備 考
決定	昭和45年6月20日 府告示 第 852号	市街化区域	1,087ha	当初決定
		市街化調整区域	9,873ha	
変更	昭和61年6月16日 府告示 第 865号	市街化区域	1,274ha	第2回見直し 荘園,南花台,日東,大師,371ハ イパス 付近
		市街化調整区域	9,686ha	
変更	昭和62年5月11日 府告示 第 703号	市街化区域	1,285ha	随時変更 保留フレーム中約11haを編入
		市街化調整区域	9,675ha	
変更	平成6年4月27日 府告示 第 797号	市街化区域	1,285ha	第3回見直し 線引き変更なし 市域面積修正
		市街化調整区域	9,676ha	
変更	平成12年11月7日 府告示 第1887号	市街化区域	1,527ha	第4回見直し 清見台、美加の台、南青葉台、大 矢船を市区編入
		市街化調整区域	9,434ha	
変更	平成16年3月30日 府告示 第 687号 <平成16年4月1日施行>			都市計画区域再編に伴い、整開保が独立し、新たに区域区分の計画書を決定（面積変更なし）
変更	平成18年3月17日 府告示 第 637号			第5回見直し 線引き変更なし
変更	平成23年3月29日 府告示 第 418号	市街化区域	1,533ha	第6回見直し 河合寺・末広町地区を市区編入
		市街化調整区域	9,428ha	
変更	平成28年3月30日 府告示 第 523号	市街化区域	1,541ha	第7回見直し 赤峰市民広場横の界線整理（面積 変更なし）（精査による面積変更）
		市街化調整区域	9,422ha	
変更	平成29年3月13日 府告示 第 308号	市街化区域	1,543ha	随時変更 保留フレーム2.1ha編入（南花台西小 学校跡地）
		市街化調整区域	9,420ha	

地 域 地 区

＜意義＞ （都計法8条）

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と開発許可制度の適正な運用によって市街地の無秩序、無計画な膨張拡大は抑制されることになるが、都市における住居の環境を保護し、商業、工業等の利便の増進、火災等の危険を防止、さらに都市としての美観、風致を維持するなど、都市機能の向上を図り、良好な市街地を形成するためには、単にスプロールを抑制するのみでなく、都市計画区域における合理的な土地利用計画を策定し、建築物その他の工作物について、この土地利用計画に適合するように一定の制限を加えることが必要となる。

地域地区は、都市における土地利用の全体像を示すもので、都市計画の目的を建築規制等の方法により実現しようとするものである。

このような主旨から、都市計画区域について必要な地域地区を都市計画として定めることになる。

◎用途地域 （都計法8条1項）

＜意義＞ 12種類の用途地域(本市は10種指定)により、将来のあるべき土地利用の姿を実現する手段として、建築物の用途・容積・形態を制限し、地域の性格を明確にすると共に地域の環境保全および育成に努め、都市の健全な発展を図ることを目的としている。

種 類	容積率	建蔽率	外壁 後退	高さの 限度	面積		市街化区域	市街化調整区域
					整数表示 ※1	面積：小数一桁表示		
第一種低層住居専用地域	80%	40%	1.0m	10m	約 138ha	約 137.5ha	約 —	
	100%	50%	1.0m	10m	約 457ha	約 352.5ha	約 104.4ha	
	150%	60%	—	10m	約 4.0ha	約 4.0ha	約 —	
					小 計 約 598ha	小 計 約 598.4ha		
第一種中高層住居専用地域	200%	60%	—	—	約 354ha	約 349.0ha	約 5.3ha	
第二種中高層住居専用地域	200%	60%	—	—	約 230ha	約 230.1ha	約 —	
第一種住居地域	200%	60%	—	—	約 81ha	約 81.3ha	約 —	
第二種住居地域	200%	60%	—	—	約 204ha	約 203.9ha	約 —	
準住居地域	200%	60%	—	—	約 21ha	約 21.2ha	約 —	
近隣商業地域	200%	80%	—	—	約 3.3ha	約 3.3ha	約 —	
	300%	80%	—	—	約 22ha	約 20.7ha	約 1.0ha	
					小 計 約 25ha	小 計 約 25.0ha		
商業地域 ※2	400%	80%	—	—	約 11ha	約 10.7ha	約 —	
準工業地域	200%	60%	—	—	約 95ha	約 94.8ha	約 —	
工業地域	200%	60%	—	—	約 34ha	約 33.9ha	約 —	
合 計	—	—	—	—	約 1,654ha	約 1,542.9ha	約 110.7ha	

※1 合計は計画図書と同じ数値。10ha未満は小数一桁表示。

小数点以下四捨五入のため、小計値が合計値と異なっている場合がある。

※2 商業地域の建ぺい率は、建基法53条で80%に一律指定されており、都市計画では決定していない。他の用途地域では、複数の選択肢の中から都市計画で定めている。

(注) 当市では、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、工業専用地域は設定していない。

用途地域の変遷

区分	全地域	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	告示	備考	
指定	面積 ha	1,456.1	1,344.5	11.2	68.8	31.6	昭和45年8月17日 府告示 第1209号	当初決定
	百分比	100.0	92.0	0.8	5.0	2.2		
指定						昭和45年8月17日 府告示 第1240号	住居専用地区の指定 522.7 ha	

区分	全地域	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住地	居域	近商地	隣業地	商地	業地	準工業地	工業地	業地	告示	備考
決定	面積 ha	1,481	480	513	360	16	11	69	32	昭和48年8月31日			府告示 第1385号	建築基準法の一部改正に伴う指定
	百分比	100.0	32.4	34.6	24.3	1.1	0.7	4.7	2.2					
変更	面積 ha	1,481	472	521	359	17	11	69	32	昭和53年3月1日			府告示 第262号	向野住宅街区整備促進区域、トピア変更
	百分比	100.0	31.9	35.2	24.2	1.1	0.7	4.7	2.2					
変更	面積 ha	1,481	472	521	359	17	11	69	32	昭和58年2月28日			府告示 第265号	河内長野駅前市街地再開発事業の決定に伴う変更
	百分比	100.0	31.9	35.2	24.2	1.1	0.7	4.7	2.2					
変更	面積 ha	1,483	473	520	361	17	11	69	32	昭和61年6月16日			府告示 第866号	第2回線引き市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴う変更
	百分比	100.0	31.9	35.1	24.3	1.1	0.7	4.7	2.2					
変更	市区	1,285	282	504	364	15	11	77	32	昭和62年5月11日			府告示 第702号	市街化区域及び市街化調整区域の変更(保留区域の随時編入)に伴う変更
	調区	209	191	16	-	2	-	-	-					
	面積計	1,494	473	520	364	17	11	77	32					
	百分比	100.0	31.7	34.8	24.4	1.1	0.7	5.2	2.1					

区分	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域			第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域		商業地域	準工業地域	工業地域	合計	告示	備考
		80/40	100/50	150/60						200/80	300/80						
決定	面積 ha	—	470	4.0	329	228	80	203	21	—	20	11	94	34	1,494	平成8年1月31日 府告示第178号	都計法・建基法改正に伴う決定
	百分比	—	31.4	0.3	22.0	15.3	5.4	13.6	1.4	—	1.3	0.7	6.3	2.3	100.0		
変更	面積 ha	—	470	4.0	329	228	80	202	21	—	21	11	94	34	1,494	平成10年8月28日 府告示第1418号	三日市再開発事業決定に伴う変更
	百分比	—	31.4	0.3	22.0	15.3	5.4	13.5	1.4	—	1.4	0.7	6.3	2.3	100.0		
変更	面積 ha	140	456	4.0	344	228	80	202	21	3.3	21	11	94	34	1,638	平成12年11月7日 府告示第1888号	第4回線引き見直しに伴う変更
	百分比	8.6	27.8	0.2	21.0	13.9	4.9	12.3	1.3	0.2	1.3	0.7	5.7	2.1	100.0		
変更	規制内容・面積・区域変更なし 都市計画法及び建築基準法改正により、従前建基法で建ぺい率を一律に定めていたのが選択肢を設定した用途地域については、都市計画で選択し決定することとなったので、本市域では、1住居・2住居・準住・近商・準工・工業の各用途の建ぺい率を従前どおりの数値で定めたもの。														平成14年12月10日 府告示第2148号	法改正に伴う計画書変更	
変更	規制内容・面積・区域変更なし 都市計画区域の変更による名称変更														平成16年12月28日 府告示第2419号		
変更	規制内容・面積・区域変更なし														平成18年3月17日 府告示第638号	第5回線引き見直しに伴う	
変更	面積 ha	140	456	4.0	351	228	80	202	21	3.3	21	11	94	34	1,645	平成23年3月29日 府告示第421号	第6回線引き見直しに伴う変更
	百分比	8.5	27.7	0.3	21.3	13.8	4.9	12.3	1.3	0.2	1.3	0.7	5.7	2.0	100.0		
変更	面積 ha	138	457	4.0	352	230	81	204	21	3.3	22	11	95	34	1,651	平成28年3月30日 市告示第37-2号	第7回線引き見直しに伴う変更
	百分比	8.3	27.7	0.2	21.3	13.9	4.9	12.4	1.3	0.2	1.3	0.7	5.7	2.1	100.0		
変更	面積 ha	138	457	4.0	354	230	81	204	21	3.3	22	11	95	34	1,654	平成29年3月13日 市告示第8号	随時見直しに伴う変更(第7回)
	百分比	8.3	27.7	0.2	21.4	13.9	4.9	12.3	1.3	0.2	1.3	0.7	5.7	2.1	100.0		

用途地域内の建物の用途制限

例 示		一 種 低 層	二 種 低 層	一 種 中 高 層	二 種 中 高 層	一 種 住 居	二 種 住 居	準 住 居	田 園 住 居	近 商	商 業	準 工 業	工 業	工 業 専 用	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿															
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの															非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③				①					④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え 500㎡以下のもの			②	③				■					④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え1,500㎡以下のもの				③									④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの													④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの													④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの														
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲										▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え 500㎡以下のもの				▲										
	事務所等の床面積が 500㎡を超え1,500㎡以下のもの				▲										
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの														
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの														
ホテル、旅館						▲									▲3,000㎡以下
遊 戯 施 設 風 俗 施 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等					▲									▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲					▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲					▲		▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等								▲						▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等												▲		▲個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校														
公 共 施 設 ・ 病 院 ・ 学 校 等	大学、高等専門学校、専修学校等														
	図書館等														
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等														
	神社、寺院、教会等														
	病院														
	公衆浴場、診療所、保育所等														
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等														
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲						▲						▲600㎡以下
	自動車教習所					▲									▲3,000㎡以下
	工 場 ・ 倉 庫 等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲							
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③		①						①600㎡以下1階以下 ②3,000㎡以下2階以下 ③2階以下
倉庫業倉庫															
自家用倉庫						①	②		■						①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
畜舎（15㎡を超えるもの）						▲									▲3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲				▲						原動機の制限有 ▲2階以下
危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	■	②	②				原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場										②	②				
危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場															
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場															
自動車修理工場					①	①	②		③	③				作業場の床面積①50㎡以下 ②150㎡以下③300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②									①1,500㎡以下、 2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設														
	量がやや多い施設														
	量が多い施設														
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

建てられる用途

建てられない用途（ただし、特別の許可を受けて建てられる場合がある。）

◎防火地域及び準防火地域

<意義>

市街地における火災の危険を防除するために定める地域であり、防火地域内にあっては建築物はすべて、耐火建築物あるいは準耐火建築物となりほぼ 100%不燃化し、準防火地域内にあっては、防火地域の周辺にあって、やや緩い規制により大規模な建築物を不燃化することにより、火災の発生、延焼を防ぐものである。

本市では、商業地域及び近隣商業地域に防火地域及び準防火地域を指定している。(長野神社区域を除く)

対象建築物

規制内容	防火地域	準防火地域
耐火建築物としなければならない場合	1. 階数が3以上の建築物 2. 階数が2以下で延べ面積が100㎡以上の建築物	1. 階数が4以上の建築物 2. 階数が3以下で延べ面積が1,500㎡超の建築物 (地階を除く)
耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない場合	上記以外の建築物	階数が3以下で延べ面積が500を超え1500㎡以下の建築物
その他の基準の適用		上記以外の建築物

防火地域及び準防火地域の変遷

区分	地域別	面積	告示	備考
決定	準防火地域	約27.7ha	昭和57年4月1日 市告示 第 32 号	商業地域及び近隣商業地域に指定
変更	防火地域	約1.7ha	昭和58年2月28日 市告示 第 10 号	河内長野駅前市街地再開 発事業の決定に伴い変更
	準防火地域	約26.0ha		
変更	防火地域	約1.7ha	平成8年1月31日 市告示 第 4 号	新用途地域の決定に伴い 変更
	準防火地域	約29.0ha		
変更	防火地域	約3.3ha	平成10年8月28日 市告示 第 20 号	三日市町駅前西地区市街 地再開発事業の決定に伴 う変更(防火内訳：長野再 開発1.7、三日市1.6ha)
	準防火地域	約29.0ha		
変更	防火地域	約3.3ha	平成12年11月7日 市告示 第 36号	第4回線引き見直しに伴 う変更(清見台、美加の 台の近隣商業地域に準防 火指定)
	準防火地域	約32.0ha		
変更	防火地域	約3.3ha	平成16年12月28日 市告示 第 56号	都市計画区域の変更によ る名称変更
	準防火地域	約32.0ha		

◎高度利用地区 (都計法8条1項3号 9条18項 建基法59条)

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とをはかるため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、並びに壁面の位置の制限を定めるものである。

高度利用地区の変遷

区分	地域	面積	告示	備考
決定	向野地区	約13.9ha	昭和53年 3月 1日 市告示 第 12 号	向野住宅街区促進区域内 ※2参照
変更	河内長野駅前地区	約1.8ha (計約15.7ha)	昭和58年 2月28日 市告示 第 9 号	河内長野駅前地区市街地再開発事業区域
変更	三日市町駅前西地区	約1.6ha (計約17.3ha)	平成10年 8月28日 市告示 第 19 号	三日市町駅前西地区市街地再開発事業区域
変更	変更なし	変更なし (計約17.3ha)	平成14年11月25日 市告示 第 63 号	都計法及び建基法改正に伴う、計画書の用語と引用条文数字の変更
変更	上記3地区	変更なし (計約17.3ha)	平成16年12月28日 市告示 第 55 号	都市計画区域の変更による名称変更

高度利用地区の制限内容

地区	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積最低限度	壁面の位置の制限
向野地区	20/10	7/10 ※2	6/10 ※1	200㎡ ※2	計画図表示 のとおり
河内長野駅前地区	45/10	20/10	7/10 ※1	200㎡	
三日市町駅前西地区	35/10	20/10	7/10 ※1	200㎡	

位置及び壁面の位置の制限については計画図表示のとおり

※1 たゞし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

※2 向野地区については、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第35条第1項に規定する施設住宅区以外の区域内の建築物については、容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度は、上記の数値を下まわることができる。

◎高度地区 (都計法8条1項3号 9条17項 建基法58条)

用途地域内において、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものである。

区分	種類	面積	告示	備考
決定	第2種高度地区	約557ha	平成8年1月31日 市告示第3号	
	第3種高度地区	約304ha		
変更	第2種高度地区	約557ha	平成10年8月28日 市告示第21号	(三日市再開発関連)
	第3種高度地区	約303ha		
変更	第1種高度地区	約140ha	平成12年11月7日 市告示第37号	(第4回線引き見直しに伴う変更)
	第2種高度地区	約572ha		
	第3種高度地区	約303ha		
変更	区域面積変更なし 総合設計と、一団地認定又は連担設計の 一本化に伴う計画書変更		平成15年3月7日 市告示第12号	
変更	区域面積変更なし		平成16年12月28日 市告示第54号	都市計画区域の変更による名称変更
変更	第1種高度地区	約140ha	平成23年3月29日 市告示第17号	(第6回線引き見直しに伴う変更)
	第2種高度地区	約579ha		
	第3種高度地区	約303ha		
変更	第1種高度地区	約138ha	平成28年3月30日 市告示第37号	第7回線引き見直し時に行った精査による面積変更
	第2種高度地区	約582ha		
	第3種高度地区	約306ha		
変更	第1種高度地区	約138ha	平成29年3月13日 市告示第7号	随時見直しに伴う変更 (第7回)
	第2種高度地区	約585ha		
	第3種高度地区	約306ha		

高度地区の制限概要は、次項参照のこと。

高度地区の概要

河内長野市

用途地域	第一種低層住居専用地域 但し、建ぺい率40%、 容積率80%の区域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地 域	第二種 住居地 域	準住居 地域
種別	第1種高度地区	第2種高度地区		第3種高度地区		
高度地区の規制の内容	<p>建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。</p>	<p>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。</p>		<p>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8m以上の範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とする。</p>		
	<p style="text-align: center;">北側敷地境界</p>	<p style="text-align: center;">北側敷地境界</p>		<p style="text-align: center;">北側敷地境界</p>		
	(a) 高度地区による規制		(b) 建築基準法の北側斜線規制 (第一種住居・第二種住居・準住居地域は隣地斜線)			
	は規制強化される部分					

- * 1. 一定の建築物で、特定行政庁が周囲の環境上支障がないと認めて許可したものはこの限りでない。
- * 2. 北側の前面道路の反対側又は隣地境界線に水面、線路敷、その他これらに類するものがある場合や、当該敷地の地盤面が北側隣地のそれより1m以上低い場合は、斜線制限の緩和措置がとられる。

◎生産緑地地区

生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号、改正平成3年4月26日法律第39号)

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

以上の目的により生産緑地法第3条に基づき、都市計画決定を行ったものである。

区分	地区数	面積	告示	備考
決定	262	約79.55ha	平成4年11月30日 市告示 第167号	
変更	260	約79.37ha	平成5年8月18日 市告示 第122号	当初の都市計画決定告示日前の所有者の死亡により変更
変更	258	約79.22ha	平成7年12月22日 市告示 第20号	法第14条により、行為制限が解除され、宅地化されたことによる変更
変更	253	約78.56ha	平成8年12月13日 市告示 第27号	上原土地区画整理事業の換地処分に伴う変更
変更	253	約77.71ha	平成9年12月15日 市告示 第16号	行為制限解除による廃止、係争整理による追加指定
変更	251	約77.50ha	平成10年12月10日 市告示 第31号	行為制限解除による廃止
変更	250	約76.70ha	平成11年12月10日 市告示 第43号	行為制限解除、面積要件不足、公共施設(道路)による、変更・廃止
変更	251	約76.46ha	平成12年12月6日 市告示 第41号	行為制限解除、面積要件不足、公共施設(道路、下水道ポンプ場進入路)による変更
変更	251	約75.50ha	平成13年12月4日 市告示 第51号	行為制限解除による変更
変更	250	約74.65ha	平成14年11月25日 市告示 第64号	行為制限解除、面積要件不足、公共施設(道路・公園)設置による変更
変更	259	約77.80ha	平成15年2月27日 市告示 第8号	追加指定
変更	258	約77.29ha	平成15年12月5日 市告示 第51号	行為制限解除、公共施設(千代田小学校校舎増築)設置による変更
変更	254	約76.61ha	平成16年12月3日 市告示 第48号	都市計画区域の変更による名称変更 行為制限解除、面積要件不足、公共施設(道路・公共下水道施設)設置による変更
変更	254	約75.18ha	平成17年12月19日 市告示 第60号	行為制限解除、面積要件不足、公共施設(小学校運動場拡張・道路)設置による変更
変更	250	約73.36ha	平成18年12月1日 市告示 第62号	行為制限解除、面積要件不足、公共施設(小学校屋外学習施設・道路)設置による変更
変更	254	約72.65ha	平成19年11月22日 市告示 第45号	追加指定、行為制限解除、面積要件不足、公共施設(雨水幹線管路用地、道路)設置による変更
変更	252	約72.65ha	平成20年11月13日 市告示 第44号	追加指定、行為制限解除、面積要件不足、公共施設(道路)設置による変更
変更	251	約72.45ha	平成21年11月10日 市告示 第52号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	252	約72.42ha	平成22年11月17日 市告示 第53号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	254	約71.99ha	平成23年11月11日 市告示 第54号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	255	約71.78ha	平成24年11月26日 市告示 第80号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	252	約71.25ha	平成25年11月26日 市告示 第88号	行為制限解除による変更(追加指定なし)
変更	249	約70.49ha	平成26年12月2日 市告示 第79号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	249	約69.29ha	平成27年11月27日 市告示 第62号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	248	約69.06ha	平成28年11月21日 市告示 第83号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	241	約67.78ha	平成29年11月22日 市告示 第60号	追加指定、行為制限解除による変更
変更	239	約67.01ha	平成30年11月12日 市告示 第62号	追加指定、行為制限解除による変更

◎地区計画 (都計法12条の5 建基法68条の2)

地区計画制度は、地区の特性に応じた決め細やかなまちづくりの手段として、その目的を達成するために必要な事項を定めるものである。

	地区計画名	面積	告示	規制内容	
新規	清教学園地区	6.5ha	平成23年 3月29日 市告示 第 16 号	用途 建築物の高さ 意匠又は形態 緑化率 垣、柵	市区地区 (編入と同時)
新規	高向宮の下地区	2.7ha	平成24年11月21日 市告示 第 77 号	用途 建築物の高さ 意匠又は形態 緑化率	調地区
新規	南花台四丁目南地区	2.4ha	平成26年 2月 4日 市告示 第 6 号	用途 建築物の高さ 意匠又は形態	調地区
変更		2.2ha	平成28年 7月15日 市告示 第 69 号	用途(変更有) 建築物の高さ 意匠又は形態	調地区 (調地区が先)

都市施設

都市施設は、道路、公園、下水道など都市形成の骨格をつくるもので、都市の成長、発展を適正に誘導することにより、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動が営まれるために必要不可欠な施設の総称のこと。

都市施設に関する計画は、原則として都市計画区域内において、土地利用や将来の見通し等を勘案して、次に挙げる施設の位置や構造などで必要なものを定めることとなっている。

◎都市計画道路

道路は、総合交通体系の一環として、都市内の人と車の円滑な交通を確保する役割とともに、市街地の骨格として秩序ある街区構成を行い、合わせて都市内のオープンスペースを確保することによって良好な市街地の環境を形成するものである。

本市における都市計画道路は、都市の計画的発展を図るため昭和31年 4月 9日に12路線を初めて決定した。その後、昭和46年には急速な市街化の進展と自動車交通の増加に対処し、円滑な交通処理を図るため追加変更した。以降、向野住宅街区整備事業、河内長野駅前再開発事業、三日月市土地区画整理事業、三日月市町駅前西地区市街地再開発事業等の面整備事業に伴う路線を追加変更した。平成15年には、大阪府により計画決定後30年以上経過した路線を抽出し、「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針」により評価を行った。その結果、平成16年2月27日千代田駅前線、長野高向線、河合寺線、長野観心寺線を廃止、千代田広野線を一部廃止とした。

また、平成23年に大阪府が策定した「都市計画道路見直しの基本方針」により都市計画道路を見直した。その結果、平成25年2月22日狭山三日月市線、長野富田林線、三日月市小塩線、鳴尾汐の宮線、古野長野線、千代田台線を廃止した。

なお、平成25年2月22日の最終変更後の都市計画道路は、20路線で延長37,230mとなっている。

◇道路の種類

都市内の道路は、交通機能のみならず、望ましい土地利用や市街地整備を実現するために次のように分類されている。

- 自動車専用道路・・・都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等もっぱら自動車の交通の用に供する道路
- 主要幹線道路・・・都市間交通や通過交通等比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準規格を備え、高い交通容量を有する道路
- 幹線道路・・・主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路
- 補助幹線道路・・・近隣住区と幹線道路を結ぶ道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路
- 区画街路・・・近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路

◇都市計画道路の主な沿革

告示年月日	告示番号	路線数	備考
昭和31年4月9日	建告示第 624号	12路線	当初決定
昭和39年11月9日	建告示第3133号	6路線	1路線追加、変更
昭和43年5月20日	建告示第1478号	2路線	1路線追加、変更
昭和46年2月8日	府告示第 142号	10路線	7路線追加
昭和46年3月30日	市告示第 22号	7路線	10路線変更
昭和48年1月5日	市告示第 1号	1路線	1路線追加
昭和48年2月14日	府告示第 193号	3路線	3路線変更
昭和53年3月1日	府告示第 263号 市告示第 14号	1路線 3路線	向野住宅街区整備事業に伴う変更
昭和58年2月28日	府告示第 266号 市告示第 11号	4路線 6路線	河内長野駅前再開発、区画整理に伴う変更
昭和61年3月19日	市告示第 8号	2路線	2路線変更 向野住街
昭和62年2月27日	府告示第 263号	1路線	1路線変更 外環
平成10年8月28日	府告示第1420号	5路線	三日市再開発に伴う、1路線追加、4路線変更
平成16年2月27日	府告示第 365号	5路線	4路線廃止、1路線部分廃止
平成16年12月28日	府告示第2429号 市公示第 53号	全路線	都市計画区域の変更による名称変更 車線数の決定等
平成25年2月22日	府告示第 297号 市公示第 12号	2路線 4路線	都市計画道路の見直しにより6路線廃止

◇都市計画道路の用語の解説

3・3・216-1 河内長野駅前線

<道路名>

道路の起点及び終点の地名を基本とする

<一連番号>

区分ごとの一連番号

<規模>

- 1 (幅員40m以上のもの)
- 2 (幅員30m以上40m未満のもの)
- 3 (幅員22m以上30m未満のもの)
- 4 (幅員16m以上22m未満のもの)
- 5 (幅員12m以上16m未満のもの)
- 6 (幅員8m以上12m未満のもの)
- 7 (幅員8m未満のもの)

<区分>

- 1 自動車専用道路
- 3 幹線街路
- 7 区画街路
- 8 特殊街路 (歩行者専用、自転車道又は自転車歩行者道)
- 9 特殊街路 (都市モノレール専用道等)

◇都市計画道路一覧

平成26年4月1日現在

番号	路線名	延長 m	幅員	車線数	広場 m ²	告示年月日	告示番号	変更の概要	完成区間	事業区間	未着手区間
3・3・216-1	河内長野駅前線	800	18~32 (25)			S31.4.9 S46.2.8 S58.2.28 H16.12.28	建 624 府 142 府 266 府2429	番号、名称、幅員、広場 延長、起点、一部幅員、広場 番号、車線数	310		490
		750							2~4(4)	5,300	290
3・3・216-2	大阪河内長野線	7,280	25~42 (25)			S46.2.8 H16.12.28	府 142 府2429		3,700	300	3,280
		7,480							2~4(4)		4,060
3・3・216-4	大阪外環状線	8,060	22~47 (22)			S31.4.9 S39.11.9 S43.5.20 S46.2.8 S62.2.27 H16.12.28	建 624 建3133 建1478 府 142 府 263 府2429	番号、名称、起点、幅員、延長、線形 番号、終点、幅員、延長 番号、一部幅員 一部線形、幅員、延長、終点 車線数	6,450	1,610	暫定供用 940
3・4・216-5	河内長野泉北線	2,660	21	4		S46.2.8 H16.12.28	府 142 府2429	車線数			
3・4・216-8	小山田広野線	4,480	16			S39.11.9 S46.2.8 H16.2.27 H16.12.28	建3133 府 142 府 365 市 53	番号、名称、延長 一部区間廃止、車線数 名称	1,080		3,400
		1,510 1,500							2		390 410
3・4・216-9	野作向野線	1,370	16~25 (16)			S31.4.9 S46.2.8 S48.2.14 S53.3.1 H16.12.28	建 624 府 142 府 193 府 263 府2429	番号、名称、延長 延長 一部区間の線形、幅員 車線数	1,370		
3・5・216-11	小塩青葉台線	6,190	12~16 (12)			S46.3.30 S58.2.28 H16.12.28	市 22 市 11 市 53	延長、終点、一部幅員 車線数	6,190		
		5,350							2		5,350
3・5・216-12	野作赤峰下里線	1,940	12~16 (12)			S46.3.30	市 22		1,310		630
3・5・216-14	原町狭山線	2,050	12			H16.12.28	市 53	車線数	1,300		750
		2,800							2		2,800
3・5・216-15	千代田駅前鳴尾線	940	12			S46.3.30 S48.1.5 H16.12.28	市 22 市 1 市 53	広場の追加 車線数	70		870
		950							2	1,500	80
3・6・216-16	錦町野作線	560	11			S31.4.9 S46.3.30 H16.12.28	建 642 市 22 市 53	番号、名称、延長 車線数	560		
3・4・216-18	千代田駅前交通広場線	40	20			S48.2.14 H16.12.28	府 193 府2429	車線数	40		
									2	3,500	
3・5・216-19	市町向野線	1,050	12			S53.3.1 H16.12.28	市 14 市 53	車線数	1,050		
		1,030							2		1,030
3・4・216-22	三日市駅前線	250	8			S31.4.9 S58.2.28 H10.8.28 H16.12.28	建 624 市 11 府1420 府2429	番号 位置、広場等 車線数			
		250							16	1,180 4,600	250
3・5・216-24	三日市青葉台線	1,280	12~14 (12)			S58.2.28 H10.8.28 H16.12.28	市 11 府1420 市 53	起点(延長変更なし) 車線数	1,280		
3・5・216-25	三日市東西線	250	13~16 (13)			H10.8.28	府1420	車線数	250		
7・6・216-1	向野1号線	540	9			S53.3.1 S61.3.19 H16.12.28	市 14 市 8 市 53	終点、一部区間の線形、延長 車線数	540		
										2	
7・6・216-2	向野2号線	210	9			S53.3.1 S61.3.19 H16.12.28	市 14 市 8 市 53	終点、延長 車線数	210		
										2	
7・6・216-3	長野駅前1号線	190	8			S58.2.28 H16.12.28	市 11 市 53	車線数	190		
8・7・216-1	本町古野線	90	6			S58.2.28 H16.12.28	市 11 市 53		90		
計	20路線	37,230			(5箇所)				72.6%	0.0%	27.4%

◇都市計画道路計画の変遷

路線番号	路線名	延長 m	幅員	車線数	広場 m ²	告示年月日	告示番号	変更の概要
Ⅱ・3・5	長野駅前線	720	13		2,619	S31.4.9	建 624	
3・2・1	河内長野駅前線	720	32		2,700	S46.2.8	府 142	番号、名称、幅員、広場
3・2・1	河内長野駅前線	800	32		5,300	S58.2.28	府 266	延長、起点、一部幅員、広場
3・3・216-1	河内長野駅前線	750	25	4	5,300	H16.12.28	府2429	番号、車線数
3・3・2	大阪河内長野線	7,280	25			S46.2.8	府 142	
3・3・216-2	大阪河内長野線	7,480	25	4		H16.12.28	府2429	車線数
Ⅱ・2・1	長野泉佐野線	2,290	16			S31.4.9	建 624	
2・1・2	大阪外環状線	3,820	20			S39.11.9	建3133	番号、名称、起点、幅員、延長、線形
1・3・1	大阪外環状線	7,970	22			S43.5.20	建1478	番号、終点、幅員、延長
3・3・4	大阪外環状線	7,970	22			S46.2.8	府 142	番号、一部幅員
3・3・4	大阪外環状線	8,060	22			S62.2.27	府 263	一部線形、幅員、延長、終点
3・3・216-4	大阪外環状線	8,060	22	4		H16.12.28	府2429	車線数
3・4・5	河内長野泉北線	2,660	21			S46.2.8	府 142	
3・4・216-5	河内長野泉北線	2,660	21	4		H16.12.28	府2429	車線数
2・2・1	千代田駅前赤峰線	1,980	16			S39.11.9	建3133	
3・4・8	千代田広野線	4,480	16			S46.2.8	府 142	番号、名称、延長
3・4・8	千代田広野線	1,510	16	2		H16.2.27	府 365	一部区間廃止、車線数
3・4・216-8	小山田広野線	1,500	16	2		H16.12.28	市 53	名称
Ⅱ・2・2	古野野作線	950	16			S31.4.9	建 624	
3・4・9	野作向野線	1,060	16			S46.2.8	府 142	番号、名称、延長
3・4・9	野作向野線	1,370	16			S48.2.14	府 193	延長
3・4・9	野作向野線	1,370	16			S53.3.1	府 263	一部区間の線形、幅員
3・4・216-9	野作向野線	1,350	16	2		H16.12.28	府2429	車線数
3・5・11	小塩青葉台線	6,080	12			S46.3.30	市 22	
3・5・11	小塩青葉台線	6,190	12			S58.2.28	市 11	延長、終点、一部幅員
3・5・216-11	小塩青葉台線	5,350	12	2		H16.12.28	市 53	車線数
3・5・12	野作赤峰下里線	1,940	12			S46.3.30	市 22	
3・5・216-12	野作赤峰下里線	2,050	12	2		H16.12.28	市 53	車線数
2・3・9	千代田大野線	1,640	12			S43.5.20	建1478	
3・5・14	原町狭山線	2,800	12			S46.3.30	市 22	番号、名称、延長
3・5・216-14	原町狭山線	2,650	12	2		H16.12.28	市 53	車線数
3・5・15	千代田駅前鳴尾線	940	12			S46.3.30	市 22	
3・5・15	千代田駅前鳴尾線	940	12		1,500	S48.1.5	市 1	広場の追加
3・5・216-15	千代田駅前鳴尾線	950	12	2	1,500	H16.12.28	市 53	車線数
Ⅱ・3・7	野作長野線	960	11			S31.4.9	建 624	
3・6・16	錦町野作線	560	11			S46.3.30	市 22	番号、名称、延長
3・6・216-16	錦町野作線	550	11	2		H16.12.28	市 53	車線数
3・4・18	千代田駅前交通広場線	40	20		3,500	S48.2.14	府 193	
3・4・216-18	千代田駅前交通広場線	40	20	2	3,500	H16.12.28	府2429	車線数
3・5・19	市町向野線	1,050	12			S53.3.1	市 14	
3・5・216-19	市町向野線	1,030	12	2		H16.12.28	市 53	車線数
(1)・小・3	三田市駅前線	250	8		1,178	S31.4.9	建 624	
3・6・22	三田市駅前線	250	8		1,180	S58.2.28	市 11	番号
3・4・22	三田市駅前線	250	16		4,600	H10.8.28	府1420	位置、広場等
3・4・216-22	三田市駅前線	250	16	2	4,600	H16.12.28	府2429	車線数
3・5・24	三田市青葉台線	1,280	12		2,600	S58.2.28	市 11	
3・5・24	三田市青葉台線	1,280	12		2,600	H10.8.28	府1420	位置、延長、広場等
3・5・216-24	三田市青葉台線	1,280	12	2	2,600	H16.12.28	市 53	
3・5・25	三田市東西線	250	13			H10.8.28	府1420	
3・5・216-25	三田市東西線	250	13	2		H16.12.28	府2429	
7・6・1	向野1号線	520	9			S53.3.1	市 14	
7・6・1	向野1号線	540	9			S61.3.19	市 8	終点、一部区間の線形、延長
7・6・216-1	向野1号線	540	9	2		H16.12.28	市 53	車線数
7・6・2	向野2号線	160	9			S53.3.1	市 14	
7・6・2	向野2号線	210	9			S61.3.19	市 8	終点、延長
7・6・216-2	向野2号線	210	9	2		H16.12.28	市 53	車線数
7・6・3	長野駅前1号線	190	8			S58.2.28	市 11	
7・6・216-3	長野駅前1号線	190	8	2		H16.12.28	市 53	車線数
8・7・1	本町古野線	90	6			S58.2.28	市 11	
8・7・216-1	本町古野線	90	6			H16.12.28	市 53	

◇都市計画道路(廃止分)の変遷

●平成15年度見直しによる廃止

一部廃止路線 (再掲)

路線番号	路線名	延長 m	幅員	広場 m ²	告示年月日	告示番号	議案番号	変更の概要
2・2・1	千代田駅前赤峰線	1,980	16		S39.11.9	建3133	1155	番号、名称、延長 一部廃止
3・4・8	千代田広野線	4,480	16		S46.2.8	府 142	306	
3・4・8	千代田広野線	1,510	16		H16.2.27	府 365	130	

*千代田広野線は千代田台線(千代田広野線(1))970mがあるため、実際の廃止区間は2,000mとなる。

廃止路線

路線番号	路線名	延長 m	幅員	広場 m ²	告示年月日	告示番号	議案番号	変更の概要
Ⅱ・3・4	木戸汐の宮線	1,500	11		S31.4.9	建 624	351	幅員、終点、広場の追加 番号、名称、延長、幅員 広場の廃止 廃止
2・3・4	木戸汐の宮線	1,500	11	600	S39.11.9	建3133	1155	
3・4・7	千代田駅前線	1,060	18	600	S46.2.8	府 142	306	
3・4・7	千代田駅前線	1,060	18	----	S48.2.14	府 193	489	
3.4.7	千代田駅前線	----	---		H16.2.27	府 365	130	
Ⅱ・3・8	西代野作線	1,210	11		S31.4.9	建 624	351	番号、名称、延長、幅員 廃止
3・4・10	長野高向線	1,500	16		S46.2.8	府 142	306	
3.4.10	長野高向線	----	---		H16.2.27	府 365	130	
(1)・小・2	長野観心寺線	270	8		S31.4.9	建 624	351	番号 廃止
3・6・21	長野観心寺線	270	8		S58.2.28	府 266	1448	
3.6.21	長野観心寺線	----	---		H16.2.27	府 365	130	
(2)・小・1	河合寺線	1,660	6		S31.4.9	建 624	351	延長、線形 番号、延長 廃止
(2)・小・1	河合寺線	2,040	6		S39.11.9	建3133	1155	
3・7・23	河合寺線	2,030	6		S58.2.28	市 11	1449	
3.7.23	河合寺線	----	---		H16.2.27	府 365	130	

●平成24年度見直しによる廃止

路線番号	路線名	延長 m	幅員	広場 m ²	告示年月日	告示番号	議案番号	変更の概要
Ⅱ・3・2	長野三日市線	3,560	11		S31.4.9	建 624		番号、名称、起点、幅員、延長 番号、延長、幅員 延長、終点 番号、車線数 廃止
2・1・1	狭山三日市線	4,920	20		S39.11.9	建3133		
3・3・3	狭山三日市線	5,870	25		S46.2.8	府 142		
3・3・3	狭山三日市線	5,920	25		H10.8.28	府1420		
3・4・216-3	狭山三日市線	4,990	20		H16.12.28	府2429		
3・4・216-3	狭山三日市線	----	---		H25.2.22	府 297		
3・4・6	三日市駅前線	710	22		S46.2.8	府 142		名称 起点変更 延長変更なし 車線数 廃止
3・3・6	三日市小塩線	710	22		S58.2.28	府 266		
3・3・6	三日市小塩線	710	22		S10.8.28	府1420		
3・3・216-6	三日市小塩線	830	22		H16.12.28	府2429		
3・3・216-6	三日市小塩線	----	---		H25.2.22	市 12		
3・5・13	鳴尾汐の宮線	1,860	12		S46.3.30	市 22		車線数 廃止
3・5・216-13	鳴尾汐の宮線	1,760	12		H16.12.28	市 53		
3・5・216-13	鳴尾汐の宮線	----	---		H25.2.22	市 12		
(1)・小・1	古野長野線	570	8		S31.4.9	建 624		起点、延長 番号、延長 廃止
(1)・小・1	古野長野線	730	8		S39.11.9	建3133		
3・6・17	古野長野線	420	8		S46.3.30	市 22		
3・6・216-17	古野長野線	420	8		H16.12.28	市 53		
3・6・216-17	古野長野線	----	---		H25.2.22	市 12		
Ⅱ・3・3	長野富田林線	2,040	11		S31.4.9	建 624		
3・6・20	長野富田林線	1,980	11		S58.2.28	府 266		番号、起終点、延長 車線数 廃止
3・6・216-20	長野富田林線	1,940	11		H16.12.28	府2429		
3・6・216-20	長野富田林線	----	---		H25.2.22	府 297		
3・4・8-1	千代田広野線(1)	970	16		H16.2.27	府 365		
3・4・216-26	千代田台線	970	16		H16.12.28	市 53		追加、車線数 名称、番号 廃止
3・4・216-26	千代田台線	----	---		H25.2.22	市 12		

◎公園、緑地

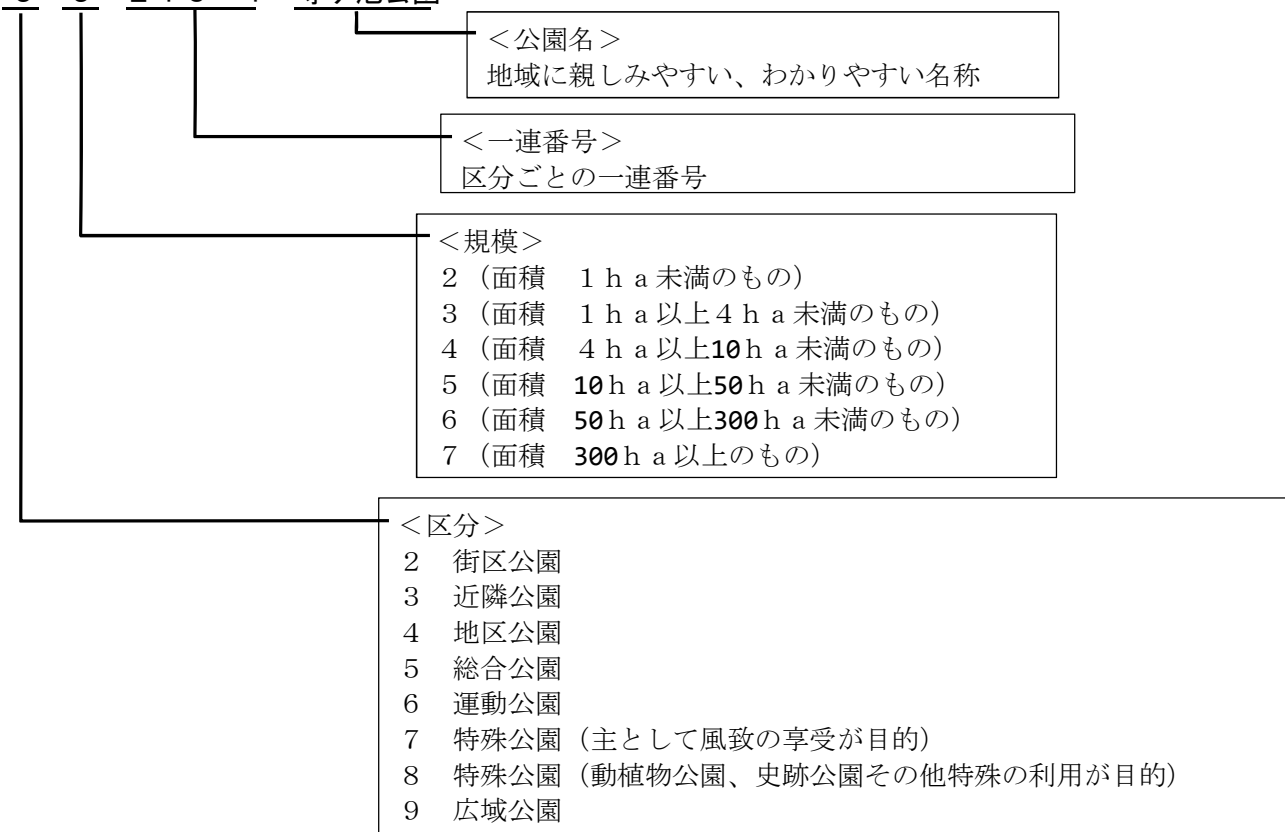
公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションを行う場所であり、都市環境の改善に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、空地であることに基づいて防火、避難等、災害の防止に資することを目的とするもので都市計画上重要な意味をもつものである。

河内長野市における都市計画公園は、昭和32年に汐の宮公園ほか4箇所が計画決定されて以来、数次の変更を重ね平成14年4月現在23箇所 95.80haが計画決定されている。

都市計画法施行規則第7条により、都市計画に定められる公園の種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園とされている。

◇都市計画公園の用語の解説

5・5・216-1 寺ヶ池公園



◇都市計画公園

(平成13年12月4日最終都計変)

種 別	計 画 決 定		開 設	
	箇所数	面積計 (ha)	箇所数	面積計 (ha)
街 区 公 園	19	5.30	18	5.01
近 隣 公 園	1	1.00	1	1.00
総 合 公 園	1	36.70	1	13.54
風 致 公 園	1	22.50	1	10.74
広 域 公 園	1	30.30	1	19.40
計	23	95.80	22	49.69

府営公園については複雑であり、上表中の広域公園の数値は、都計公園4地区を1ヶ所とカウントしている。都計区域外に及んで開設している区域は、5地区・計26.9haである。

<府営公園内訳>

地区名	長野	河合寺	円山・観心寺	延命寺	天野山	合 計
現況開設 ha	3.4	2.9	13.1	1.2	25.7	46.3
都計決定 ha	4.3	9.0	12.3	4.7	—	30.3
都計開設 ha	内 訳 不 明				—	19.4

注：各地区ごとの都計区域内外別の面積は得られていない。

<参考>都市公園等の分類

種 類		種 別	内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区あたり1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準とし配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1ヶ所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園（特定地区公園：カントリーパーク）で地域の状況に応じ1ヶ所あたり面積4ha以上として配置する。
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
運 動 公 園		都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。	
都 市 林			主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広 場 公 園			主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特 殊 公 園		風 致 公 園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
		動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する。
		歴 史 公 園	史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。
		墓 園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。
		そ の 他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。
大規模公園	広 域 公 園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1ヶ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000ha、うち都市計画公園500haを標準として配置する。
緩 衝 緑 地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都 市 緑 地			主として都市の自然的環境の保全、改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1ヶ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として設置するものを含む）
緑 道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区内又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
国 の 設 置 に 係 る 都 市 公 園			一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園は、1ヶ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位（小学校区に相当）

◇都市計画公園一覽

1. 街区公園

(平成17年4月1日現在)

番 号	名 称	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可			開 設 年 度	開 設 面 積 (ha)
			告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	土 地 所 有 者	告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	執行年度		
2.2.1	汐の宮公園	汐の宮町	昭32.4.9 建告579号 昭60.3.8 市告8号	0.42 0.46	市	昭46.8.16 府告1145号	0.42	昭46~47	昭47	0.46 (都計外 0.057㍿)
2.2.216-1			平16.12.28 市告57号							
2.2.2	中村池公園	西代町	昭32.4.9 建告579号 昭60.3.8 市告8号	0.39	市				昭33	0.39
2.2.216-2			平16.12.28 市告57号							
2.2.3	野作第2公園	寿町	昭47.3.30 市告23号 昭60.3.8 市告8号	0.20	市	昭49.5.29 府告782号	0.20	昭49	昭50	0.20
2.2.216-3			平16.12.28 市告57号							
2.2.4	野作第3公園	西之山町	昭47.3.30 市告23号 昭60.3.8 市告8号	0.20	市	昭48.10.1 府告1593号	0.20	昭48	昭49	0.20
2.2.216-4			平16.12.28 市告57号							
2.2.5	古野公園	古野町	昭47.3.30 市告23号 昭60.3.8 市告8号	0.17 0.18	市	昭48.9.19 府告1515号	0.17	昭48	昭49	0.18
2.2.216-5			平16.12.28 市告57号							
2.2.6	三日市公園	三日市町	昭49.2.21 市告5号 昭60.3.8 市告8号	0.25	市	昭49.5.29 府告782号	0.25	昭49~50	昭51	0.25 (都計外 0.027㍿)
2.2.216-6			平16.12.28 市告57号							
2.2.7	楠ヶ丘公園	上田町	昭49.2.21 市告5号 昭60.3.8 市告8号	0.10	市					
2.2.216-7		楠ヶ丘	平16.12.28 市告57号							
2.2.8	青葉台公園	北青葉台	昭49.2.21 市告5号 昭60.3.8 市告8号	0.30	市	昭52.6.24 府告894号 昭53.3.31 府告465号	0.30	昭49 昭52~53	昭49	0.30
2.2.216-8			平16.12.28 市告57号							
2.2.9	本町公園	本町	昭49.9.18 市告20号 昭60.3.8 市告8号	0.20	市	昭49.11.11 府告738号	0.20	昭49~51	昭52	0.20
2.2.216-9			平16.12.28 市告57号							
2.2.10	錦町第1公園	錦町	昭52.2.22 市告15号 昭60.3.8 市告8号	0.12	市	昭52.6.24 府告894号	0.12	昭52	昭53	0.12
2.2.216-10			平16.12.28 市告57号							
2.2.11	錦町第2公園	錦町	昭52.2.22 市告15号 昭60.3.8 市告8号	0.12	市	昭51.11.10 府告1559号	0.20	昭51	昭52	0.12
2.2.216-11			平16.12.28 市告57号							
2.2.12	稲田池公園	向野町 市町	昭54.11.20 市告91号 昭60.3.8 市告8号	0.43	市0.21 財0.22	昭60.2.8 府告137号	0.23	昭59~60	昭60	0.24
2.2.216-12			平16.12.28 市告57号							
2.2.13	貴望ヶ丘公園	北貴望ヶ丘	昭54.11.20 市告91号 昭60.3.8 市告8号	0.15	市0.02 府0.13	昭55.8.29 府告1248号	0.15	昭55	昭55	0.15 (都計外 0.017㍿)
2.2.216-13			平16.12.28 市告57号							
2.2.14	大師公園	大師町	昭54.11.20 市告91号 昭60.3.8 市告8号	0.40	市	昭56.7.6 府告945号	0.40	昭56	昭56	0.40
2.2.216-14			平16.12.28 市告57号							
2.2.15	小塩公園	小塩町	昭54.11.20 市告91号 昭60.3.8 市告8号	0.14	市	昭57.3.5 府告281号	0.14	昭56~57	昭58	0.14
2.2.216-15			平16.12.28 市告57号							
2.2.16	南青葉台公園	南青葉台	昭54.11.20 市告91号 昭60.3.8 市告8号	0.35	市	昭56.7.6 府告945号	0.35	昭56	昭56	0.39 (都計外 0.047㍿)
2.2.216-16			平16.12.28 市告57号							
2.2.17	加賀田公園	加賀田	昭62.3.9 市告11号	0.41	神社0.05 市0.36	昭62.10.26 府告1328号	0.41	昭62~63	平元	0.41
2.2.216-17			平16.12.28 市告57号							
2.2.18	鳴尾公園	木戸町 ↓ 木戸二丁目	昭62.3.9 市告11号 平13.12.4 市告50号	0.15 0.40	市				平15	0.40
2.2.216-18			平16.12.28 市告57号							
2.2.19	松ヶ丘公園	松ヶ丘	昭62.3.9 市告11号	0.50	市	昭63.11.11 府告1318号	0.50	昭63~平2	平3	0.50 (都計外 0.087㍿)
2.2.216-19		松ヶ丘西町	平16.12.28 市告57号							

2. 近隣公園

番 号	名 称	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可			開設年度	開設面積 (ha)
			告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	土 地 所有者	告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	執行年度		
3.3.1 3.3.216-1	野作第1公園	昭栄町	昭46. 3. 29 府告 426号 昭60. 3. 8 府告 258号 平16. 12. 28 市告 57号	1.00	市	昭48. 10. 1 府告1593号	1.00	昭48	昭49	1.00

3. 総合公園

番 号	名 称	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可			開設年度	開設面積 (ha)
			告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	土 地 所有者	告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	執行年度		
5.5.1 5.5.216-1	寺ヶ池公園	千代田台町 小山田町 木戸町 原町 原町を 南貴望ヶ丘 に変更	昭32. 4. 9 建告 579号 昭38. 3. 30 建告1007号 昭49. 9. 24 府告1485号 昭60. 3. 8 府告 258号 平16. 12. 28 府告2422号	36.40 36.58 36.70	民間 13.43 財 12.07 府 7.41 市 3.46 公 0.07 特 0.26	昭42. 3. 31 建告1262号 昭46. 3. 30 府告 440号 昭49. 10. 28 府告1684号 昭54. 3. 24 府告 441号 昭60. 9. 13 府告1146号 平 2. 3. 26 府告 350号 平 7. 3. 24 府告 464号 平12. 3. 24 府告 508号 平17. 3. 29 府告 654号	7.41 10.00 10.10 13.10 17.00 17.70 17.70 17.70	昭42~45 昭37~49 昭37~53 昭37~60 昭37~平元 昭42~平6 昭42~平11 昭42~平16	昭39 平12	12.66 13.54

4. 風致公園

番 号	名 称	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可			開設年度	開設面積 (ha)
			告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	土 地 所有者	告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	執行年度		
7.5.1 7.5.216-1	烏帽子形公園	喜多町 上田町	昭32. 4. 9 府告 579号 昭60. 3. 8 府告 258号 平16. 12. 28 府告2422号	22.50	民間 7.32 神社 15.00 市 0.18	昭45. 3. 27 府告 366号 昭60. 9. 13 府告1146号 平 2. 3. 26 府告 350号 平 7. 3. 24 府告 464号 平12. 3. 24 府告 508号 平17. 3. 29 府告 654号	1.60 16.07 16.10 16.10 16.10	昭45~49 昭60~平元 昭60~平6 昭60~平11 昭60~平16	昭45	10.74

5. 広域公園

番 号	名 称	位 置	計 画 決 定			事 業 認 可			開設年度	開設面積 (ha)
			告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	土 地 所有者	告示年月日 告示番号	面 積 (ha)	執行年度		
9.5.1 9.5.216-1	長野公園	末広町 河合寺 寺元 神ガ丘	昭32. 4. 9 建告 579号 昭46. 12. 10 建告1710号 昭49. 6. 5 府告 840号 昭60. 3. 8 府告 258号 平16. 12. 28 府告2422号 平23. 3. 29 府告 426号	4.58 25.80 30.30		昭46. 12. 22 府告2072号	8.8	昭46~50	昭33	※ 19.40 (都市計 画決定 区域外 26.97)

※府営長野公園の実開設面積は合計46.3haである。天野山地区は全域計画決定外であり、都決4地区においては、実開設区域は計画決定区域内外にわたっている。

◎下水道

◇公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道である。大部分が暗渠で都市内の道路下に網の目のように布設され、終末には下水をきれいにして放流するための下水処理場が設けられ、し尿を含む下水を排除処理することができるものである。

尚、本市の公共下水道は流域関連公共下水道として流域下水道に接続し、流域下水道処理場において処理される計画となっている。

	名称	方式の種類	処理区域	ポンプ場	告示年月日・番号
第1回	河内長野市 大和川下流 南部流域関連 公共下水道 (決定)	分流式	1087 ha	1ヶ所 660m ²	昭和49年12月3日 市告示 第 130号 (ポンプ場：三日市)
第2回	同上 (変更)	分流式	1285 ha	1ヶ所 660m ²	昭和62年3月9日 市告示 第 12号
第3回	同上	分流式	1285 ha	1ヶ所 660m ²	平成1年8月10日 市告示 第 84号
第4回	同上	分流式	1285 ha	1ヶ所 660m ²	平成5年8月18日 市告示 第 121号
第5回	同上	分流式	1285 ha	(廃止)	平成10年8月28日 市告示 第 23号
第6回	同上	分流式	1527 ha		平成13年2月27日 市告示 第 9号
第7回	同上	分流式	1527 ha	都市計画区域の変更 による名称変更のみ	平成16年12月28日 市告示 第 59号
第8回	同上	分流式	2061 ha		平成20年11月13日 市告示 第 45号

◇流域下水道

流域下水道は、各市町村が管理する下水道より排除される下水を受け、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、広域的に整備する方が遥かに効果的、経済的であるという考えから生まれている。

大和川下流南部流域下水道

<計画決定>

	告示年月日・番号	排水区域	管渠延長	処理能力	変更箇所
第1回	昭和46年9月17日 府告示 第1277号	5,231ha	20,440m	193,000m ³ /日	
第2回	昭和60年9月2日 府告示 第1089号	5,231ha	25,000m	193,000m ³ /日	
第3回	昭和63年3月4日 府告示 第256号	5,231ha	25,000m	193,000m ³ /日	名称変更
第4回	昭和63年8月1日 府告示 第670号	5,231ha	24,900m	193,000m ³ /日	幹線ルートの変更
第5回	平成4年9月2日 府告示 第1104号	5,231ha	24,900m	193,000m ³ /日	処理場面積の変更
第6回	平成10年8月28日 府告示 第1419号	5,231ha	18,070m	193,000m ³ /日	幹線表示の変更 幹線ルートの変更 長野中継ポンプ場の区域変更
第7回	平成13年2月27日 府告示 第279号	—	18,060m	193,000m ³ /日	放流幹線の変更(堺市北野田地内)、排水区域表示の変更
第8回	平成16年12月28日 府告示 第2430号	—	18,060m	193,000m ³ /日	狭山中継ポンプ場の廃止 都市計画区域の変更による名称変更
第9回	平成18年8月11日 府告示 第1691号	—	18,060m	193,000m ³ /日	施設名称の変更

幹線

河内長野幹線(汚水幹線)・・・大阪狭山市～河内長野市三日市町
天野川幹線(汚水幹線)・・・大阪狭山市～河内長野市松ヶ丘中町
放流幹線(処理水放流渠)・・・堺市～大阪狭山市

ポンプ場

錦郡中継ポンプ場・・・富田林市 面積3,270m²
長野中継ポンプ場・・・河内長野市喜多町 面積4,290m²
(廃止したポンプ場)
狭山中継ポンプ場・・・大阪狭山市 面積1,940m²

◇都市下水路

都市下水路は、主として市街地内の下水を排除するものであり、開渠構造を主とした下水道である。

名称	排水区域	管渠延長	告示年月日・番号
西代都市下水路 公共下水道に編入済	約 53.4 ha	2,640 m	昭和43年7月11日 建告示 第1893号 昭和62年3月9日 市告示 第12号
谷川都市下水路 公共下水道に編入済	約 153.0 ha	1,460 m	昭和48年11月15日 市告示 第136号 平成1年8月10日 市告示 第84号

◎駐車場

通勤、通学、買い物等に自転車が利用されることが多くなり、駅周辺の自転車放置による環境悪化が問題となっている。

その自転車駐車対策として、昭和54年度に千代田駅前に、平成10年度に三日市町駅前西地区に都市計画駐車場を決定した。

なお、平成16年12月28日には、都市計画区域の変更による名称変更をおこなった。

名 称		位 置	面 積	構 造 階 層	告 示 年 月 日 告 示 番 号	収 容 台 数
番 号	駐 車 場 名					
1	千代田駅前自転車駐車場	木戸町 地内	約 1330㎡	地上1層	昭和54年7月25日 市告示第61号	約 1000台
216-1					平16.12.28市告58号	
2	三日市町駅前自転車駐車場	三日市 町地内	約 890㎡	地上3層 地下1層	平成10年8月28日 市告示第22号	約 1100台
216-2					平16.12.28市告58号	

◎ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場

○ごみ焼却場

番号	名称	位置	面積	処理能力	告示年月日・番号	備考
1	南河内清掃施設組合第2焼却場	下里町	約 21,000m ²	約 210t/日	昭和54年11月20日 市告示 第90号	日野及び滝畑地内に変更
216-1		日野及び 滝畑地内	約 121,300m ²	約 190t/日	平成9年2月28日 市告示 第2号	下里町の計画から位置、面積、処理能力の変更（下里の区域は実質廃止）
					平成16年12月28日 市告示 第60号	都市計画区域の変更による名称変更
					平成17年8月9日	市町村合併により美原町が堺市美原区となる
		平成22年3月31日	堺市が脱退			
216-1	南河内環境事業組合第2清掃工場	日野及び 滝畑地内	約 121,300m ²	約 190t/日	市告示 第29号	名称変更
					平成23年4月25日	

※南河内清掃施設組合 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）

ごみ焼却場の変遷 [下記施設は、平成9年2月28日都計変更により廃止]

名称	位置	面積	処理能力	告示年月日・番号
河内長野市 ごみ焼却場	河合寺地内	約 0.21ha	約 12t/日	昭和36年12月25日 建設省告示第2912号
河内長野市 ごみ焼却場(変更)	河合寺地内	約 0.63ha	約 24t/日	昭和37年8月10日 建設省告示第1976号

○汚物処理場

番号	名称	位置	面積	処理能力	告示年月日・番号	備考
1	河内長野市 衛生処理場	高向地内	約 2.2ha	100kl/日	昭和47年3月15日 市告示 第27号	
216-1					平成16年12月28日 市告示 第61号	都市計画区域の変更による名称変更

○火葬場

番号	名称	位置	面積	処理能力	告示年月日・番号	備考
1	河内長野市営 火葬場	天野町1501番地	約 1.2ha	10件/日	昭和47年3月15日 市告示 第28号	
216-1					平成16年12月28日 市告示 第62号	都市計画区域の変更による名称変更
		天野町地内	約 2.1ha	12件/日	平成23年11月11日 市告示 第68号	都市計画面積の変更

市街地開発事業 (都計法12条)

○促進区域 (都計法10条の2)

促進区域は、市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域、住宅街区整備促進区域、拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域の4種類がある。事業化の機運が盛り上がっている地域について、都市計画上、促進区域として位置づけ、当該区域内の土地の所有者等に再開発、区画整理住宅街区などの整備を促進するよう努力義務を課し、一定期間内に実施されないときは、公的機関がこれらの権利者に代わって整備開発を実現する制度である。

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号	備 考
向野住宅街区整備促進区域	向野町地内	約 13.9ha	昭和53年3月1日 市告示 第 13 号	完了につき河内長野都市計画のまま放置
三日市土地区画整理促進区域	三日市町、 片添町地内	約 19.8ha	昭和58年2月28日 市告示 第 12 号	完了につき河内長野都市計画のまま放置

○都市計画土地区画整理事業

名 称	面 積	告示年月日・番号	備 考
三日市特定土地区画整理事業	約19.8ha	昭和58年 2月28日 市告示第 13号	完了につき河内長野都市計画のまま放置
上原土地区画整理事業	約10.1ha	平成 5年 8月18日 市告示第123号	

○住宅街区整備事業

名 称	面 積	告示年月日・番号	備 考
向野住宅街区整備事業	約13.9ha	昭和61年 3月19日 府告示第391号	完了につき河内長野都市計画のまま放置

○市街地再開発事業

名 称	面積	告示年月日・番号	備 考
河内長野駅前地区 第一種市街地再開発事業	約1.8ha	昭和58年2月28日 府告示 第 260号	完了につき河内長野都市計画のまま放置
三日市町駅前西地区 第二種市街地再開発事業	約1.6ha	平成10年8月28日 府告示 第1417号	
		平成16年12月28日 市告示 第63号	都市計画区域の変更による名称変更

○再開発方針 (都計法7条の2 都市再開発法2条の3)

第4回線引き見直しにかかる、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」(整開保)中、「計画的な再開発が必要な市街地の整備方針」の項目に定められた。

その後、H12都市再開発法改正により、従前整開保の中に定めるところを、別途独立した都市計画として定めることとなった。府決定であり、第5回線引きの時期にあわせてH18.2.21府告示第365号にて南部大阪都市計画都市再開発の方針として変更される。また、堺市と同一の都市計画区域となったため、第1号地区と2号地区となる。

また、三日市町駅前市街地再開発事業の完了により、H23.3.29府告示第419号にて変更された。H30.2.28府告示第354号にて、河内長野駅周辺の1号市街地2号地区を変更。

<対象地区>

- | | | | | | |
|-------------|------|--------|--------------|------|--------|
| ①河内長野駅周辺市街地 | 1号地区 | 約5.4ha | 河内長野駅前地区 | 2号地区 | 約1.5ha |
| ②三日市周辺市街地 | 1号地区 | 約2.5ha | 南海三日市町駅前周辺地区 | 2号地区 | 約5ha |

都市計画法以外の法律による規制

○近畿圏の近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国土交通大臣が指定する。区域内での新築、宅地造成、木竹の伐採等の行為を行う場合、知事に届出を要す。

詳しい界線は南河内農と緑の総合事務所へ照会のこと。

- ・昭和43年2月23日 当初指定
- ・昭和61年7月30日 区域変更（ゴルフ荘園区域を除外）

○近郊整備区域

近畿圏整備法第11条に基づき、既成都市区域の近郊で、市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を、国土交通大臣が指定するもの。

本市では、市域の内、保全区域(=国定公園)を除く区域が指定されている。

区域内の宅地造成その他整備及び開発に関しては、別途、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」で定められている。

○宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法による。都道府県知事は、関係市町村の長の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域として指定することができる。

河内長野市の宅地造成工事規制区域

第2次指定	昭和39年7月9日	1,086ha
第3次指定	昭和43年2月8日	1,770ha
第5次指定	昭和61年3月31日	1,259ha
第8次指定	平成10年5月1日	250ha
	合計	4,365ha